

## ブック「アーカイヴズ」報告をめぐるディスカッション

高橋 一樹

ブック報告は、ヨーロッパ中近世における文書とその管理について、(1)管理の主体と方法、(2)文書庫における類型化、(3)管理秩序の実態、(4)利用のあり方、以上の4点から概説的内容と研究史の流れを具体的な史料の画像解説も交えて説明したものであり、ヨーロッパ史を専攻していない筆者にも十分に理解できる、大変充実したものであった。それをうけて、ひきつづき岡崎敦氏の司会のもと、参加者による質疑とそれに対するブック氏の応答というスタイルでディスカッションが行われた。

まず、高橋実氏(国文学研究資料館アーカイヴズ研究系・日本近世史)から、日本では文書管理の研究が1980年代から本格的に始められたが、フランスではどうか、との質問が寄せられた。これについてブック氏は、文書管理に関する研究は二、三十年前から中世史家のイニシアティヴのもとに注目されていたが、その背景には中世の史料がすべて残されていないのはなぜか、という問題意識があった。研究動向としては、19世紀までは史料刊行に中心があり、歴史家はそうした刊本を用いて作業を行い、史料学者は文書原本を扱うという、両者間の距離が大きく影響している、と回答した。

つづいて渡辺浩一氏(国文学研究資料館アーカイヴズ研究系・日本近世史)は、(1)文書の秩序化に関して、ブック報告で示された保管のあり方における櫃から棚への移行は、ロールからブックへの文書形態の変化に対応したものか、(2)16世紀初めに整理され、その後も維持されて200年ほど閲覧記録がある、イングランドにおけるグレートエアマスの文書管理と歴史編纂をどのように評価するか、発言した。ブック氏は、(1)文書形態の変化とは無関係で、大陸では冊子が一般的であり、櫃から棚への移行は文書数の増殖が原因と考えられる、(2)大陸では例外的な位置づけになるのではないかと述べた。

加藤玄氏(日本学術振興会特別研究員・中世フランス史)は、諸侯がアーカイヴを領地の周縁部で保存する理由が問われた。ブック氏の回答は、諸侯の日常的な移動とそれに対応する城の多さを指摘し、中世末に首都機能はできるが都市での文書保存は火災の危険などから忌避され、周辺部の城が安全視されたとして、リモージュ司教による文書管理の例が紹介された。

大友一雄氏(国文学研究資料館アーカイヴズ研究系・日本近世史)は、アーカイヴの市民への開かれ方について質問し、ブック報告で市民革命前の状況が示されたことをうけて、革命後のあり方について補足をもとめた。これに対してブック氏は、アーカイヴスをめぐる革命前後の断絶面として、(1)法的価値の喪失と歴史資料化、(2)国有財産化、(3)19世紀以後におけるアーカイヴズ学の方法論的確立、を挙げたうえで、革命前から会計院などの文書の閲覧は関係者に許されていたが、教皇庁の文書庫は19世紀末以降に教皇の決断と許可によって外部に開かれようになるなど、革命前後の連続性はあまり考えていないと回答した。これに関連して渡辺浩一氏は、国民国家論とアーカイヴズとの関係について、それが時々々の政治性を帯びていることを問題にし、近代アーカイヴを国立文書館の設立から説くのは別の評価がヨーロッパにはあるのか、と尋ねた。ブック氏はこれに答えて、文書館は博

物館に比べて政治性が低く、(1)そもそも文書館に来る人数は少ない、(2)国民国家の形成に重要なのは年代記、(3)文書館が新たに建設されるのは20世紀末になってからが多く(以前は、別の建物を流用)、国家がアーカイヴスに重要性を与えていないのではないかと述べた。

信澤淳氏(駒沢大学大学院、イギリス近代史)がイギリス・マコーリの歴史叙述をとりあげ、その史料選択における恣意性を指摘したことについては、トック氏から、歴史叙述のタイプとして地域史や国民史などがあるが、アーカイヴは、国民国家史にとっては、あまりよい情報源ではないとコメントされた。また、足立孝氏(弘前大学人文学部・中世スペイン史)は、トック報告で示されたスレート文書について、スペインでは7世紀にあり、パピルスから羊皮紙への展開途上に位置づけられるが、それは社会の底辺ではかなり使われていたのか、だれがどのように文字を刻むのか、職人は不要なのか、と質問した。トック氏は、スレート素材の使われ方と範囲への着目が重要としたうえで、スレート素材は安価で気楽に使えるものだが、伝来量が少なく、中世末からは紙の流通が拡大する、また、文字を刻むのは文書作成の本人である、と回答した。

岩波敦子氏(慶應義塾大学・中世ヨーロッパ史)は、都市の史料管理について質問し、それが公的な考えにもとづくもので、ヨーロッパの史料のなかにあっても、教会文書・修道院文書とは異なるものではないかと指摘した。トック氏の返答によると、中世末から出現する都市の史料管理は、文書の公開が行われていた点がかつとも重要であり、都市民のものだから市民が見ることができるという考え方のもと、課税台帳などの税務関係がとくに重要でよく閲覧されたが、その頻度となるとよくわかっていない。また、長谷川恵氏(東京大学大学院・中世ドイツ史)からは、13世紀におけるパリの同職組合規約について、ほぼ同じ文面で規約が伝播しているものがあり、アーカイヴの閲覧を通じてのものと考えられるかが問われた。これについてトック氏は、王権が作らせた資料なので一般化はできず、伝来過程そのものを慎重に把握すべきだが、可能性としてはありうると答えた。

杉崎泰一郎氏(中央大学文学部・中世教会史)の発言では、証書以外の史料保管について、たとえば宝物館などを念頭にその実態が問われた。トック氏は、大きな修道院のライブラリーは多様であり、アーカイヴの数が多いと別の場所に置く必要も生じること、また教会は千差万別であって、典礼機能の問題もあり、それによって場所が特定されうること、などが指摘された。ここで司会の岡崎敦氏より、教会文書に多くみられるカルチュレールについて、その形態と概要について補足説明がなされた。

最後に高橋一樹(日本中世史)は、日本中世文書との比較を念頭に、カルチュレールの機能とオリジナル文書の紛失後の再生成について、中世ヨーロッパの事例を質問した。トック氏は、カルチュレールはいわば内部資料であって、その機能も時期によってそれぞれ考える必要があるとしたうえで、カルチュレールは印章が発達する11世紀以前から記憶の維持のために作成されてきたものであり、カルチュレールから文書のオリジナルをでっちあげることも実際はあったと発言したが、その実例の存在を確認する補足発言が岩波敦子氏からなされて、討論は終了した。

今回の研究会は、岡崎敦氏の英断により、日本史を扱う国立歴史民俗博物館を会場として開催されたが、上記の討論概要からも察せられるとおり、比較史料学の

さらなる発展のためには、さまざまな障害を乗り越えて、実際の史料を前にした観察と討論の共有が求められているのではないか。その意味において、大学共同利用機関として国際的な共同研究や展示を推進する歴博のような博物館がはたす役割の重大さを、あらためて考えさせられた。

## 「10-13 世紀の西欧における私文書について」へのコメント

足立 孝

本科研『西欧中世比較史料論研究』は12世紀アラス司教文書の研究で知られるブノワ＝ミシェル・トック教授(リル第3大学)をフランスより招聘し、中央大学後樂園キャンパスにおいて講演会を開催する機会を得た(2005年11月22日)。トック教授は最近、大著『フランスの私文書における書記、下署人、証人(7世紀—12世紀初頭) *Scribes, souscripteurs et témoins dans les actes privés en France (VII<sup>e</sup>-début XII<sup>e</sup> siècle)*』を刊行しており、これをふまえて本講演会では、専門とするフランス北部のみならず西ヨーロッパ全体に視野を広げた「中世における私文書 *Les actes privés au Moyen Age*」と題する報告が行われた。当日は、とりわけ史料論的研究に関心を寄せる数多くの若手研究者が集い、たいへんな盛況をみることとなった。講演の内容はおおむね以下のようなものである。

トック教授はまず、表題に掲げられた「私文書」という文書範疇をめぐって若干の指摘を行っている。すなわち、近代社会と違って公私の区別が曖昧な中世社会においては、文書の法的内容にそくして「公文書」と「私文書」とを厳密に区別することはきわめてむずかしく、むしろ文書そのものの体裁や受容のあり方といった文書形式学的な観点から両者の区分そのものを問い直す必要性があるという。そして、文書の伝来数の地域差はあくまでも保管のあり方の差異に起因するとしうえで、西ヨーロッパにおける10世紀から13世紀までの時間的枠組みを、古代的な文書の消滅に始まり、近代的な文書の萌芽をもって幕を閉じる、語の真の意味で中世的な文書の世界とするのである。

トック教授にとって、10世紀までは依然として古代の遺産が重みをもっていた時代である。君主の文書とそれ以外の文書とのあいだには、文書形式や書体に明白な差異があった。前者にはとくに、文書冒頭のクリスモン、縦長の書体、神への祈祷字句、公的権威を表象する特定の呼称(*praecetum*, *decretum*, *auctoritas*)がみられるのがつねであり、証人の列挙や下署はなく印章が付されるのみであった。翻って、後者は署名(自署は教会人以外はまれである)をとめない、地域を越えた共通性と同時に一定のヴァリエーションをも含む生きた道具としての書式集を用いて作成されている。それゆえ、この段階では、この意味での「公文書」／「私文書」という区別はおおむね適用されうるとするのである。後者はここからさらに、行為主体を1人称で表現するカルタ(*carta*) (寄進、売却、遺言状)とあらゆる主体が3人称で表現されるノティティア(*notitia*) (交換、裁判記録)とに分かたれるが、9世紀東フランクの寄進帳に収録されて伝来するものなど、ノティティアの内容はあくまでも要約にすぎず、書式集にそくした完全な形の証書がそれらの背後で作成されていた可能性を否定しない。ただ、イタリアやスペインのカタルーニャに存在したとされる俗人書

記が厳密な意味での俗人であったかという点についてはきわめて懐疑的であり、この点では文書の作成者が男性で聖職者に限定されるという立場を堅持している。

だが、紀元千年以降の文書には、きわめて顕著な変化がみとれるようになる。ことにそれは、文書の作成・保管業務が修道院によってほぼ独占されるようになり、ノティティアの発達とともに修道院ごとの局地的書式が生成してきたロワール川流域などのフランス北西部で顕著であるという。ここでのノティティアは、法行為の経緯や原因・動機が3人称できわめて叙述的に描写されており、すでに成立していた証書に付加や改変が比較的自由に行われることさえあった。こうした事態は従来、紀元千年頃の社会変動に起因する公的秩序の解体という理解にひきつけて解釈されていたのであるが、近年ではドミニク・バルテルミイらがこれを、文書が現実をよりよく表現できるようになった印として積極的に評価しようとしてきたことはよく知られている。これに対してトック教授はどちらかといえば古典的な立場をとり、公的秩序そのものの解体はあったものと想定して、このようなノティティアをあくまでも修道院共同体内部の記憶媒体、いわば内部文書にすぎなかったとしているのである。

ここからヨーロッパ南北でそれぞれ異なる発展経路がとられることになる。まず、ヨーロッパ北部では、司教文書がきわめて重要な役割を担ったとされる。すなわち、もともと国王文書から派生しているために告示形式をともなっていた司教文書は11世紀以降、その文書形式が大幅に単純化され、他の私文書に近い形態を示すようになってゆく。けれども、そこにはいまや、国王や教皇だけが使用した印章がぶら下げられるようになっており、文書形式や証人の有無に関係なく、それによって公的な通用力が賦与されるようになっていく。そして、これを追うようにして他の私文書にもまた(パンカルタですら)印章が付されるようになってゆくのである。ことに12世紀末葉以降、司教や司教区判事が第三者の法行為を自らの職権によって告示する訴訟外事項裁治権が発達してくると、職権によって(権威主体によって)発給される文書が爆発的に増加することとなり、そこにはつねに印章がつけられることとなった。翻って、ローマ帝政末期以来のノタリウス(notarius)の伝統を有したイタリアや、12世紀末葉に発達したコンシュラ都市のノタリウスが文書行政をつかさどった南フランスでは、文書は次第に公証人の手になるものとなり、公証人固有のサインが印章にかわる機能を果たすようになっていったのである。

文書や印章の具体例を提示するなど、トック教授の講演自体がかなり濃密なものであったため、質疑応答の時間が十分に確保されたとはいいがたいものの、とくに以下の2点に対して複数の参加者から質問が集中し、講演のなかで触れられなかったさまざまな論点もうきぼりとなった。第1は、印章の普及経路である。トック教授は印章付文書がライン地方から北フランスへと伝播したと指摘したが、その要因を問う加納修氏(東京大学)の質疑に対しては、帝国教会体制下の神聖ローマ帝国において皇帝に次ぐきわめて高い地位にあったライン中流域のマインツ、ケルン、トリアーといった大司教や、同じくフランス国王と近い関係にあったランス大司教が重要な役割を果たしたとし、王権とのつながりをことのほか重視している。また、典型的な印章付文書が多数伝来するビュルツブルク司教座の文書局のノタリウスが皇帝文書局の成員でもあった事実から、印章付文書の普及を人的ネットワークのよう

なものから説明できないかとの指摘が岩波敦子氏(慶応大学)によってなされたが、これはむしろトック教授の所説を補強するものといえよう。

第2は、俗人書記と俗人文書の存在をきわめて低く見積もるトック教授の理解にかんしてである。前述のように、トック教授は、紀元千年頃を画期とした公的秩序の解体とともに、従来の文書作成のあり方が消滅し、文書がもっぱら修道院共同体内部の記憶媒体に転じてしまうとしたのであるが、この点をめぐっては、中世初期イタリア史を専門とする西村善矢氏(名古屋大学)が発言したとおり、「修道院型」以外の文書が作成されていないのではなくて、伝来していないだけではないかという疑問が出てくるのは当然だったように思われる。近年の研究動向からすれば、いささか古典的ともいえるトック教授の理解はここでもやはりくりかえされたが、あくまでも手もとに伝来する文書だけを材料に発言しようとするトック教授の慎重さとシャルテイスト的姿勢がひしひしと感じられた瞬間であった。

## 文書史料の機能と伝来 —トック教授福岡研究会へのコメント—

岡崎 敦

九州大学におけるトック教授講演研究会は、「アーカイヴズ」と「私文書」の二つをテーマに、それぞれ約 20 名の参加者を交えて行われた。ここでは、二日にわって開催された研究会での質疑の様子を報告するとともに、研究会の意義について簡単にコメントしたい。以下は、質疑の忠実な再現ではなく、筆者自身の関心をもとに論点を整理したもので、研究会参加者諸兄弟には、この点、ご寛恕をお願いしたい。

一日目の「私文書」研究会においては、私文書の形式とその価値について、議論が集中した。

まずキログラフについての質問に答えて、トック教授は、この文書形式の出現と利用は、たとえば公権力の弱体化などとは無関係であり、あくまで偽文書を防ぐための多様な手段の一つとして、いついかなる状況でも採用されえた点を強調する。問題なのは、「文書の力」の評価なのである。

他方、3人称での私的な法行為の記載という点では、ノティティアの意義について議論が沸騰した。ノティティアには、大きく分けて、法行為が直接冊子へ一括記載されたものと、3人称で書かれた文書オリジナル、さらには場合によっては、それが転写されたものがある。コピーの様式としては、後者は文書集(カルチュレール)、前者は中世初期の寄進帳が、それぞれ典型的なものとして想定されるが、ここでも一般論は禁物である。9 世紀のドイツについては、そもそも私文書オリジナルが伝来していないこと自体、再検討の余地がある。さらに問題なのは、少なくとも印章の普及以前においては、文書の価値は、法行為に立ちあつた証人をはじめとする、他の有効性保証手段との関係でしか決まらなかったという事実である。結果として、12 世紀以前の法行為の冊子への「転写」物は、同時代、紛争時における権利主張の手段として「有効」でありえた可能性が、当然想定できるのである。ここでは、印章を有さない文書の「オリジナル」の意義自体が、のちの時代とは異なる観念のもとに考察されねばならない。

他方、中世初期においてすでに、「偽」文書の判定が問題となっていたことはよく知られており、関連して、「偽作」が重大な罪であるという認識が存在した点が参加者から喚起された。少なくとも中世盛期以降は、「重大な公的権威の侵害」として理解されていたのである。しかしながら、ここでの「公」を、近代に固有の「国家主権」にすべてを帰させてはならない。本質的には民間業者である公証人が「公」と形容されているように、ここでもまた「文書の力」の評価が問題とされているのである。問われるべきは、このような秩序意識である「公」を、誰がみずからの内に回収すること

ができたかという問題であろう。中世末期には、王権や教皇庁、司教、都市等が、その担い手として現われる。

二日目に行われた「アーカイヴズ史」についての研究会でも、文書管理の積極的な意義について、議論が集中した。12世紀のノルマンディのある文書集を、構成と書記の同定から分析した例をもとに、文書転写が継続して行われることの意味について提出された質問に対しては、以下のような意見が述べられた。文書集全般においては、文書の配列が年代順とは異なる論理で行われることが普通であり、テキスト転写の継続は物理的にも困難である。他方で、文書集への付加を決定するのは、個々の書記ではなく、当該業務の責任者であるからには、個別の写本の細部の検討から、それぞれの文書集の性格を推定することは、必ずしも妥当な作業ではない。他方、後世における文書集自体の複写の意味については、しばしば提出される仮説のそれぞれを検討しながら、一般論は禁物との評価を下す。たとえば、書体や省略記号解読の困難等の物理的理由からの更新、歴史的な関心からの転写、過去の寄進者への関心などがそうである。

他方、中世末期から近世にかけて、とりわけ王権をはじめとする広域的諸権力の文書管理が発展するかに見える問題についても、活発な議論の対象となった。前提となるのは、文書行政の発展であり、一定の文書管理を不可欠とする状況の出現である。たとえば、軍事においては、書簡のやり取りとその機密保持が計られるに至った。

しかしながら、より興味深いのは、20世紀の最後の十数年に活発に行われた「近代国家生成」共同研究のなかでも強調されるつぎのような問題であろう。すなわち、当該時期に、文書行政と、それを支える官僚制の機構としての発展が見られるとしても、これは必ずしも業務の「近代化」をただちに招来しない。事実、大量に生成した文書は、むしろ関係の役人や政策決定者によって「私的に」処理され、「家産化」する状況すら確認される。これは、業務の量的拡大が、制度の質的変容を必ずしも招来しないことを意味している。また、同様な事態が、比較史的には、時代・地域を越えて確認されることは、問題の理解が「近代化が不十分な過渡的段階」といったやり方では不十分であることを示唆しているであろう。

今回の二つのテーマは、実は、内在的に深く関連している諸問題を多く含んでいた。共通する関心は、日常生活に近いところで確保される法行為や、ルーティン業務の管理が、文字資料との関連では、歴史的にどのように具現化するかという点であろう。文書史料は、19世紀後半以降、「現実」をより客観的に叙述する史料類型として一躍近代歴史学の前面に躍り出たが、20世紀末にいたってふたたび、その内容のみならず、存在と機能の意義という文脈から、新たな注目を浴びるに至っている。今回の二つの講演とそれに続く質疑・議論は、いみじくも最前線の問題状況を如実に示す機会となったものと思われる。